

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○務台委員長 次に、階猛君。
 ○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、貴重な質問の機会をいただきました。同僚議員始め委員各位に心より感謝を申し上げます。

さて、私の地元岩手県を含む北東北三県あるいは北海道では、熊の人身被害が相次いでいます。環境省の過去十八年間の全国統計を見ますと、これまで被害件数の最悪は二〇一〇年の百四十五件、被害人数の最悪は二〇二〇年の百五十八人でした。今年度は、まだ途中ですけれども、これらを大幅に上回っており、百九十三件、二百十人の上回っています。

私の実家は岩手県の雫石町というところの駅の近くで、住宅街なんです。そこから百メートルあるかないかのところにある公民館の前でも、この間、熊が出まして、騒動になりました。

事ほどさように、熊が人間に危害を及ぼす危険が非常に高まっています。従来とは異なる、いわば異次元の熊対策が必要になると私は考え

ます。その観点から質問させていただきます。まず、熊を鳥獣保護法上の指定管理鳥獣とすることについて伺いたいと思います。

指定されますと、駆除計画を立てた都道府県には交付金が支給されます。現在指定済みの二ホンジカ、イノシシに加えて熊を指定することについて、環境省が検討を始めたと聞いておりますが、いつ頃までにその結果が出るのか、大臣からお答え願えますか。

○伊藤国務大臣 お答え申し上げます。

熊類の指定管理鳥獣の指定については、先月十三日に達増岩手県知事を始めとする北海道東北地方知事会から御要望をいただき、これをしっかりと重く受け止め、事務方に即具体的な検討を進めるように指示したところでございます。

他方で、熊類の指定管理鳥獣への指定は、熊類の保護管理上の大きな転換となります。過去には、過度な捕獲や生息地の改変を行った結果、熊類が絶滅又は絶滅の危機に陥った地域もございます。このようなことを繰り返さないためにも、人身被害対策を最優先にしつつ、専門家の意見を聞きながら、必要な対策を科学的に検証し、速やかに実行に移すことが重要でございます。

現在、各都道府県における最新の熊の生息状況、被害状況等の収集、整理を進めてございます。今後、早急に熊類の専門家による検討会を設置し、指定管理鳥獣への指定の必要性を含め、対策を取りまとめたいと存じます。

○階委員 ようやく熊が冬眠の時期になってきて、検討するのは今しかないと思っておりますね。

そして、先週成立した補正予算でも、環境省所管分では、指定管理鳥獣の捕獲等の事業費で二十三億円が計上されています。他方で、熊対策は七千三百万円にすぎません。二桁違いがあるわけです。早急に熊を指定管理鳥獣に指定して、こうした予算を使えるようにすべきと考えます。

もう一度、急ぐとおっしゃっていますけれども、冬の間は結論を出すというぐらいいいことは言っていただけかもしれませんか。

○伊藤国務大臣 私から事務方に対して、熊類が冬眠から明け、活動を開始する頃までをめぐりに、指定管理鳥獣への指定を含めて必要な対策の方向性をまとめるように強く指示を行っているところでございます。

○階委員 冬の間は答えを出しますか。

○伊藤国務大臣 前段申し上げたように、これは生息状況の調査あるいは被害状況の調査、そして専門家の意見、そして自治体の意見も総合的に勘案しなければなりません。私の一存で今即答はできませんけれども、私は、そのようにするよう強く指示しているところでございます。

○階委員 そのようにするようというのは、冬の間にするようということでしょうか。

○伊藤国務大臣 冬の間という概念が何月までを示すのか、ちょっと微妙でございますけれども、私としては新年度が始まるまでには結論を出してほしいというところは強く指示しております。

○階委員 答弁ありがとうございます。そして、今、環境省では熊対策専門家の緊急派遣事業ということを行っていると同っております。

熊対策の専門家として、鳥獣プロデーターバンクなるものに登録した方を都道府県や市町村の要請に
応じて派遣する事業だそうです。

私も昨日教えていただいて、このデータバンク
を見ました。熊の専門家は七十六人ぐらいいらっ
しゃって、その一人一人の情報の中に活動実績の
レポートというのが付されている場合があるんで
すが、熊の専門家については二人しか活動実績の
レポートはありませんでした。この情報だけで要
請するのはなかなか難しいような気がしますし、
また、緊急対策として果たして効果があるのか、
ここも疑問です。

緊急対策として効果があるのか、被害防止につ
ながるのか、この点、大臣、お答えください。

○伊藤国務大臣 御指摘のように、鳥獣の保護及
び管理については、鳥獣の保護及び管理並びに狩
猟の適正化に関する法律に基づき、まずは都道府
県がその対策に係る業務を行うこととされていま
す。

その中で、環境省としては、熊類の出没対策の
マニュアルの取りまとめ、出没時の体制構築や人
材育成を支援するモデル事業の実施、関係省庁連
絡会議の開催と都道府県への注意喚起の発出など
により、都道府県等の取組を支援してきたところ
でございます。

これに加えて、今年の熊の大量出没を受けて、
大臣談話の発出による注意喚起を行ったほか、関
係道県の取組を緊急的に支援するために、熊対策
の専門家を出没地域に派遣する事業の実施、人の
生活圏に出没する熊の生息状況調査や捕獲手法の

検討、人の生活圏への出没防止対策、市街地等へ
の出没に対する連絡体制の構築などの予算を設置
して、都道府県の取組を支援しております。

私は、熊の専門家を派遣は効果があると思っ
ておりますし、そのことも含めて、熊類の指定管理
鳥獣への指定の必要について検討していくことにな
りますし、必要に応じては熊の専門家を更に増
強していく、そのことについてもこれから進めて
まいりたいと思えます。

○階委員 やや緊急ということとは離れるのなか
という気がしますが、これも長い目で見れば重要
だと思えますので、しっかり進めてください。

話題を変えまして、熊の駆除に関するクレーム
の問題をお尋ねしたいと思えます。

先週、今年の流行語大賞が発表されました。そ
のトップテンの中にはアーバンベアという言葉が
入っていました。市街地に出没する熊を指してい
るんだと思えますけれども、熊の危険というより
も、熊の愛らしさとか格好よさを強調しているよ
うな、私はネーミングに感じてなりません。

しかし、私どものように実際に熊の危険にさら
されている地域では、朝、夜かかわらず、いつ熊
に襲われるか分からない、アーバンベアというよ
りは朝晩ベアの状況です。

こういう状況を知らないほかの地域の住民から、
熊の駆除について行政機関にクレームの電話やメ
ールが殺到するらしい、こんな話を聞いています
けれども、こうした行為をなくしていくためにも、
最初に申し上げました指定管理鳥獣に指定し、捕
獲対象にするということを全国に知らしめた方が

いいのではないかと思っております。大臣の見解
をお願いします。

○伊藤国務大臣 お答え申し上げます。

環境省にも多くの電話が寄せられております。
正確なパーセンテージではありませんけれども、
ざっと七割が、今おっしゃられたように、熊を殺
すなどという電話です。熊をちゃんと捕殺しろとい
うのは一割しかありません。事ほどさように、そ
れぞれの都道府県にも、それから私の事務所にも
そのような電話なり連絡があります。もちろんS
NS上もそういうことだと思えます。

それで、私は、環境省として、熊類の対策に関
して、まず、そういう電話に関してはできるだけ
丁寧に対応しています。はい、はいと聞くだけで
なくて、いかに今の人身被害の拡大の中で熊の捕
殺が必要であるかということ、そういうクレ
ームの電話にも対応しております。

その中で、同時に、やはり私自身も発言してお
りますけれども、そういう方は、おっしゃられた
ように、多分熊が余り出没しない地域の方が多い
のではないかなと思えますので、そういう方にも
御理解いただけるように、こういう状況の中でし
っかりと捕殺あるいは管理が必要だということを
申し上げると同時に、先ほどから御指摘がありま
すように、指定管理鳥獣の指定に関してもなるた
け早く結論を出すようにしたいと思いますし、そ
れから、それと同時に専門家の意見というのをし
っかりお聞きして、そこも含めて、科学的見地か
ら必要な情報発信というのを環境省としても進め
てまいりたいと思えます。

そしてまた、この機会に申し上げたいんですけれども、自治体やハンターの皆様におかれましては、人身被害を防止し、人と熊類のすみ分けを図るために真摯に捕獲作業等に取り組んでいただいていること、深く感謝を申し上げたい、敬意を表したいと思います。

そして、そのことも含めて、クレームの方に御理解をいただくように努めてまいりたいと思います。

○階委員 次は、一つ項目を飛ばしまして、鳥獣被害防止のための柵の設置の支援について伺いたいと思います。

今回の補正予算で、鳥獣被害防止総合対策交付金四十九億円が手当てされた、これは農水省のお話、農水省、いらしていますかね、手当てされた。その中で、広域柵の整備に対する支援というのも含まれています。

ところで、熊の侵入を防ぐには、ただの柵ではなく電気柵が必要なわけですね。電気柵を作るには、設置にかかる費用だけではなくて電気代もかかります。こうしたことを勘案した場合に、今回の補正予算で熊対策として十分な金額が確保されているのかどうか、この点を伺いたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御指摘いただきましたとおり、鳥獣被害防止総合対策交付金によりまして、鳥獣対策の基本の一つであります侵入防止柵の整備、これに支援できるような措置をしたところでございます。今回の補正予算四十九億円でございますが、それに加えて、当初予算の方にも同様なメニ

ューを講じているところでございます。

熊対策につきましては、侵入防止柵もいろいろな種類がございまして、ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、こうしたものもある中で、やはり電気柵が一番効果的であるというふうに指摘をされているところでございます。

当初予算、この補正予算を合わせまして、熊対策に必要な広域的な侵入防止柵、特に未整備地域に活用いただけるように、我々としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○階委員 是非、積極的な整備をお願いします。

そして、本会議で我が党の鎌田議員も取り上げたことなんですが、熊被害を防ぐためにはハンターの養成を積極的に進める必要があるということ、今取り上げました鳥獣被害防止の交付金とか環境省の指定管理鳥獣捕獲等交付金とか、こうした予算でもってハンターの養成にも使えるというふうになっております。是非これは活用していただいで、ハンター養成に努めてほしいということをお願いいたします。ハンターを養成しても、いざというときに必要な発砲行為をして住民の安全や安心を守ってもらわないと、これは意味がないわけです。

その観点から、私が、少しネックとなっているのが鳥獣保護法三十八条だと思っております。鳥獣保護法三十八条は、発砲による狩猟行為を禁止する場面として、一項では日の出前、日没後、二項では住居集合地域等、三項では人や建物等に向かって行うというのをそれぞれ禁止しているわけです。違反すると、一年以下の懲役又は百万円以下

の罰金という刑事罰になるわけです。

しかしながら、これは予算委員会では我が党の徳永議員が参議院の方で取り上げていました。刑法三十七条一項に緊急避難という定めがあります。ここに当たる場合には犯罪は成立しないということになります。

三十七条一項、要件を見てみますと、三つのポイントがあるわけです。現在の危難があるということ。それから、やむを得ずにした行為である、補充性の要件と言ったりします。それから、生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合であること、これは法益権衡の要件と言います。

この主に三つの要件を満たした場合は犯罪が成立しないということなんです。

警察庁に来ていただいていますけれども、鳥獣保護法三十八条二項の構成要件に該当したとしても、私は、今申し上げました緊急避難の要件も一方で満たすと思っております。だとすると、結論としては三十八条二項の罪は成立しないと思うんですが、逆にお尋ねしますが、今まで三十八条二項の罪がこうしたケースで成立したことがあるのかどうかを教えてくださいませんか。

○和田政府参考人 熊の駆除に関して鳥獣保護管理法第三十八条第二項違反で送致した事例は、過去三年間遡って調査した限りでは把握しておりません。

○階委員 ありがとうございます。

そこで、刑法を所管する法務省にも来ていただいております。昨日もレクで、やはり、相手は熊ですから、まかり間違えば、ちよつとでも発砲を

ためらえば、自分が襲われる、あるいは周りの住民が襲われるということ、命に関わる問題です。先ほど言いましたとおり、現在の危難であるとか法益の権衡とか補充性とか、緊急避難の要件は当然に満たすと私は考えます。

これは緊急避難の要件を満たすので、事実上、三十八条二項の罪は成立しないと言っているんだと思うんですけども、この点について見解をお尋ねします。

○門山副大臣 刑法上の緊急避難の成否につきましては、捜査機関により収集された証拠に基づいて個別に判断される事柄でございますので、この場ではお答えは差し控えさせていただきます。

○階委員 先ほども言いました、今や異次元の熊対策が必要だという中で、やはり、これまではそういう答弁でよかったと思うんですけども、ハンターも命懸けですよ。そして、命懸けでせっかく住民のために頑張ってくれようとしているときに、いざというときに、この法律の規定が障害となつて発砲をためらった結果、重大な被害が生じるといふことはあつてはならないと思うんですけども、だから、何が何でも不可罰にするというところまで言う必要はないかもしれませんが、原則不可罰であるといったようなことぐらいは言ってもらってもいいんじゃないでしょうか。

○門山副大臣 委員御指摘のように、刑法上の緊急避難に当たるかというの、現在の危難であるとか避難の意思があつて、あるいは行為の相当性、いわゆる補充性とか法益権衡といった要件を満た

せば緊急避難に当たるといふことは、これは一般論として申し上げられるんですけども、それぞれの要件の検討ということ、これは、やはり本当に、収集された証拠によつて個別具体的に判断される事柄であるというふうなことでございます。したがうしまして、緊急避難に当たるといふケースが、それはこの要件に当てはまるのであれば、これは緊急避難に当たるといふことは申し上げられるんですが、個別具体的な判断になるということをお理解いただければと思います。

○階委員 私も弁護士ですけども、緊急避難の要件に当たるかどうかを、まさに今、現在の危難に直面しているハンターにその判断を求めるといふのは余りに酷ではないですか。そういうところで迷わずに行動できるようにしないと危ないんですよ。これは、現場の状況をよく考えていただいて、ちゃんと答弁していただきたいんですね。

私は、法務省の官僚にはもうそれ以上の答弁は求めないんですが、今日わざわざ副大臣に来ていただいたのは、まさに国民の代表として、政治家としての答弁を求めたからなんですよ。

どうですか、副大臣。原則不可罰だということをおっしゃっていただけませんか。

○門山副大臣 大変、繰り返しで申し訳ないんですが、緊急避難に当たるかどうかというの、最終的には裁判所が判断するわけで、特に法務省を所管する立場としては、捜査機関が集めて、収集された証拠に基づいて個別的に判断すること、でございますので、そこは本当に御理解いただければというふうに思います。

○階委員 非常に物足りない答弁が続いておりまして、もう最後に、通告はしていませんけれども、これに関して一点、環境大臣にお尋ねします。三十八条二項の住宅集合地で発砲してはいけないとか、あるいは、一項は日の出前とか日没後、発砲してはいけない、この条文ができた頃とは状況が大きく変わっていると思うんですけども。当時は熊が市街地に出没するようなことは余り想定されていなかったと思うんですよ。

ということは、立法事実が変わってきた。ということ、そもそも鳥獣保護法の該当条文を見直していく必要があるのではないかと。見直せなくても、法務副大臣が原則不可罰だと言ってくれば、私もこのことは言うつもりはなかった。

ところが、さっきのような煮え切らない話なので、どうですか、環境大臣。これは、時代に即した検討を行っていくということを表明していただけないでしょうか。

○伊藤国務大臣 お答え申し上げたいと思います。今御指摘の鳥獣保護法三十八条第二項ですけれども、市街地のような住居集合地域等において狩猟を行うことは禁止している。

ただ、これは狩猟なんです。人身保護、自分の正当防衛を含めてというのは狩猟という概念に当たるかどうかということもよく考える必要もあるかと思ひます。

いずれにいたしましても、これは今ある法律でございますので、関係省庁、あるいは、時には、国会は立法機能もありますので、そこも含めて、今後、実態に合わせて法改正が行われるかどうか、

そこを含めて検討してみたいと思います。

○**階委員** 最後の方、いいことをおっしゃったよ
うな気がするので確認したいんですが、法改正を
検討したいと思えますとおっしゃったということ
でいいですか。

○**伊藤国務大臣** 法改正をするかどうかも含めて
検討したいと申し上げました。

○**務台委員長** 申合せの時間が経過しております
ので、御協力をお願いします。

○**階委員** はい。

時間が参りました。今日は、東北と北海道が抱
える重要な問題について議論させていただきました。ま
して、誠にありがとうございます。今後ともよろ
しくお願いします。